

多摩市国民健康保険

令和2年度保険税率等の見直しについて

令和元年11月

多摩市健康福祉部保険年金課

国民健康保険制度改正の経緯①

市町村国保の課題

1. 年齢構成

① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・平均年齢(平成27年度):市町村国保(51.9歳)、協会けんぽ(36.9歳)、健保組合(34.6歳)
- ・一人あたり医療費(平成27年度):市町村国保(35.0万円)、協会けんぽ(17.4万円)組合健保(15.4万円)

2. 財政基盤

② 所得水準が低い

- ・加入者一人あたり平均所得(平成27年度):市町村国保(84万円)、協会けんぽ(145万円)健保組合(211万円)
- ・無所得世帯割合:28.4%

③ 保険料負担が重い

- ・加入者一人あたり保険料/加入者一人あたり所得(平成26年度)
市町村国保(9.9%)、協会けんぽ(7.6%)、健保組合(5.7%)※健保は本人負担分のみの推計値

④ 保険料(税)の収納率

- ・収納率:平成11年度 91.38%→平成27年度91.45%
- ・最高収納率:95.49%(島根県) ・最低収納率:87.44%(東京都)

⑤ 一般会計繰入・繰り上げ充用

- ・市町村による法定外繰入額:約3,900億円 うち決算補てん等の目的:3,000億円
繰り上げ充用額:約960億円(平成27年度)

3. 財政の安定性・市町村格差

⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

- ・1716保険者中3,000人未満の小規模保険者471(全体の1/4)

⑦ 市町村間の格差

- ・一人あたり医療費の都道府県内格差 最大2.6倍(北海道) 最小:1.1倍(富山県)
- ・一人あたり所得の都道府県内格差 最大:22.4倍(北海道) 最小:1.2倍(福井県)
- ・一人あたり保険料の都道府県内格差 最大3.6倍(長野県)※ 最小:1.3倍(長崎県)

※東日本大震災による保険料(税)減免の影響が大きい福島県を除く

国民健康保険制度改正の経緯②

対応の方向性

1. 国保に対する財政支援の拡充

→平成27年度から約1,700億円、29年度以降は毎年3,400億円

2. 都道府県と区市町村との適切な役割分担

- ・都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的役割を担い制度を安定化
- ・市町村は保険料(税)の賦課徴収、被保険者に身近な保険者として保健事業等を引き続き実施

3. 低所得者に対する保険料軽減措置

→・均等割軽減の拡充

国保制度改正の概要①(運営の在り方の見直し)

厚生労働省資料を一部改変

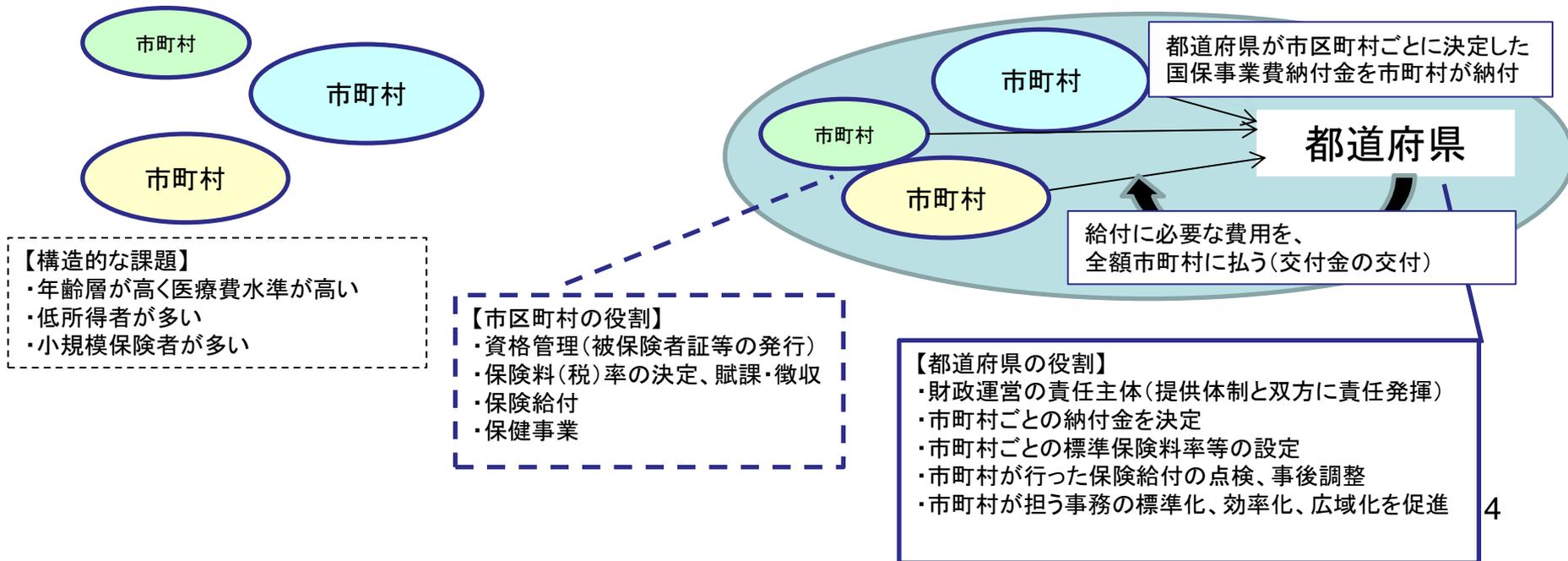
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・医療などの給付に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、区市町村ごとの標準保険料を提示(標準的な住民負担の見える化)
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料(税)率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行う

【30年3月まで】市町村が個別に運営

【30年4月から】都道府県が財政運営責任を担うなど
中心的な役割



国保制度改正の概要②(都道府県と市町村の役割分担)

厚生労働省資料を一部改変

<p>1. 運営の在り方</p>	<p>○都道府県が、当該都道府県内の市区町村とともに、国保の運営を担う ○都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市区町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</p>	
	<p>都道府県の主な役割</p>	<p>市町村の主な役割</p>
<p>2. 財政運営</p>	<p><u>財政運営の主体</u> ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営</p>	<p><u>国保事業費納付金を都道府県に納付</u></p>
<p>3. 資格管理</p>	<p><u>国保運営方針にもとづき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</u></p>	<p>地域住民と身近な関係の中、資格を管理 (被保険者証の発行)</p>
<p>4. 保険料(税)の決定 賦課・徴収</p>	<p><u>標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u></p>	<p>・<u>標準保険料率等を参考に保険料(税)率を決定</u> ・個々の事情に応じた賦課・徴収</p>
<p>5. 保険給付</p>	<p>・<u>給付に必要な費用を 全額市町村に対して支払</u> ・<u>市町村が行った保険給付の点検</u></p>	<p>保険給付の決定</p>
<p>6. 保健事業</p>	<p><u>市町村に対し、必要な助言・支援</u></p>	<p>被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業の実施</p>

国保制度改革の概要③(東京都国民健康保険運営方針について)

都と区市町村とが一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施し、安定的な財政運営及び区市町村が担う国民健康保険事業の広域化・効率化を推進するため、改正後の国民健康保険法第82条の2の規定に基づき、都内の統一的な方針として、「東京都国民健康保険運営方針」が策定されました。

【主な記載事項】

必須事項

(1)国保の医療費、財政の見通し

(2)市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項

(3)保険料の徴収の適正な実施に関する事項

(4)保険給付の適正な実施に関する事項

任意事項

(5)医療費適正化に関する事項

(6)市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項

(7)保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策に関する事項

(8)施策の実施のために必要な関係市町村相互の連絡調整

【ポイント】

運営方針の中で、安定的な財政運営のため、解消・削減すべき赤字(決算補填等を目的とする法定外繰入等)の計画的・段階的な解消の取組が必要であると明記されています。

国保制度改正の概要④

国保事業費納付金とは？

- 市町村が支払う保険給付費の全額を、都道府県が市町村に交付(保険給付費等交付金)するための財源として、都道府県が市町村から徴収するものです。
- 都道府県は、都道府県全体の保険給付費の必要額の見込みを立て、必要額を市町村ごとの所得水準や医療費水準を考慮して市町村ごとに配分します。



事業費納付金と保険給付費等交付金の仕組みにより、市町村は、当初の想定より保険給付費が大幅に増加した場合でも急激な負担の増加は発生しない仕組みとなります。

国保制度改正の概要⑤

標準保険料率とは？

- 都道府県が、市区町村のあるべき保険料率の見える化を図るとともに、市区町村が保険料率を検討する際の参考にできる値として示すものです。
- 都道府県が、市区町村ごとに保険料で集めるべき必要額を算定し、必要額から予め定めた賦課方式や収納率等、全市区町村統一の方法で市区町村ごとの保険料率を算定します。

多摩市では、東京都が毎年示す標準保険料率を参考に、状況に応じて保険料率を決定します。

国保制度改正の概要⑥

令和2年度確定国保事業費納付金・標準保険料率算定結果

【1人当たり納付金及び標準保険料等】

	R2仮算定	H31本算定	差額	R2東京都平均	H31東京都平均	対前年度比	
						多摩市	東京都平均
1人当たり納付金額(円)	161,853	155,130	6,723	177,480	172,947	4.3%	2.6%
1人当たり保険料額(円)	145,024	133,837	11,187	155,349	150,710	8.4%	3.1%
標準保険料率【所得割】	11.30%	10.44%		11.35%	11.12%	8.2%	2.1%
標準保険料率【均等割】(円)	69,164	63,359	5,805	69,471	67,393	9.2%	3.1%

【国保事業費納付金及び激変緩和等】

	R2仮算定	H31本算定	差額	R2東京都仮算定	H31東京都本算定	対前年度比	
						多摩市	東京都
納付金額【激変緩和前】(千円)	4,509,472	4,727,319	-217,847	432,596,522	446,520,783	-4.6%	-3.1%
激変緩和(千円)	-169,035	-206,685	-37,650	-3,040,113	-4,894,192	-18.2%	-37.9%
都の財政支援(千円)	0	-11,337	-11,337	0	-1,097,422	-100.0%	-100.0%
年度間調整(千円)	0	-12,225	-12,225	0	-1,703,733	-100.0%	-100.0%
納付金額【激変緩和後】(千円)	4,340,437	4,494,073	-153,636	429,556,409	438,825,436	-3.4%	-2.1%
賦課すべき保険料必要額(千円)	3,883,860	3,863,021	20,839	374,872,543	382,327,249	0.5%	-1.9%

【参考】

	R2仮算定	H31本算定	間差	R2東京都仮算定	H31東京都本算定	対前年度比	
						多摩市	東京都平均
被保険者数【医療・後期】(人)	32,039	33,944	-1,905	2,845,364	2,943,940	-5.6%	-3.3%
被保険者数【介護】(人)	9,810	10,001	-191	986,966	1,002,606	-1.9%	-1.6%
1人当たり所得額【医療分】(円)	722,233	719,096	3,137	768,203	768,203	0.4%	0.0%
医療費指数【年齢調整後】	0.9354	0.9346	0	0.9639	0.9650	0.1%	-0.1%

※保険料額及び標準保険料率算定において、法定外繰入はないものとしている。

※標準保険料率は、平等割や資産割を課している市町村も2方式として算定する。

※標準保険料率の東京都平均は、単純平均である。

※賦課すべき保険料必要額＝{納付金額(激変緩和等後)＋加算(保健事業費＋葬祭費＋出産育児一時金など)－減算(保険者支援制度＋保険者努力支援制度＋特定健康診査等負担金＋出産育児一時金繰入金＋過年度保険税(料)収納見込額など}÷標準収納率

国保制度改正の概要⑦

令和2年度標準保険料率(仮算定)

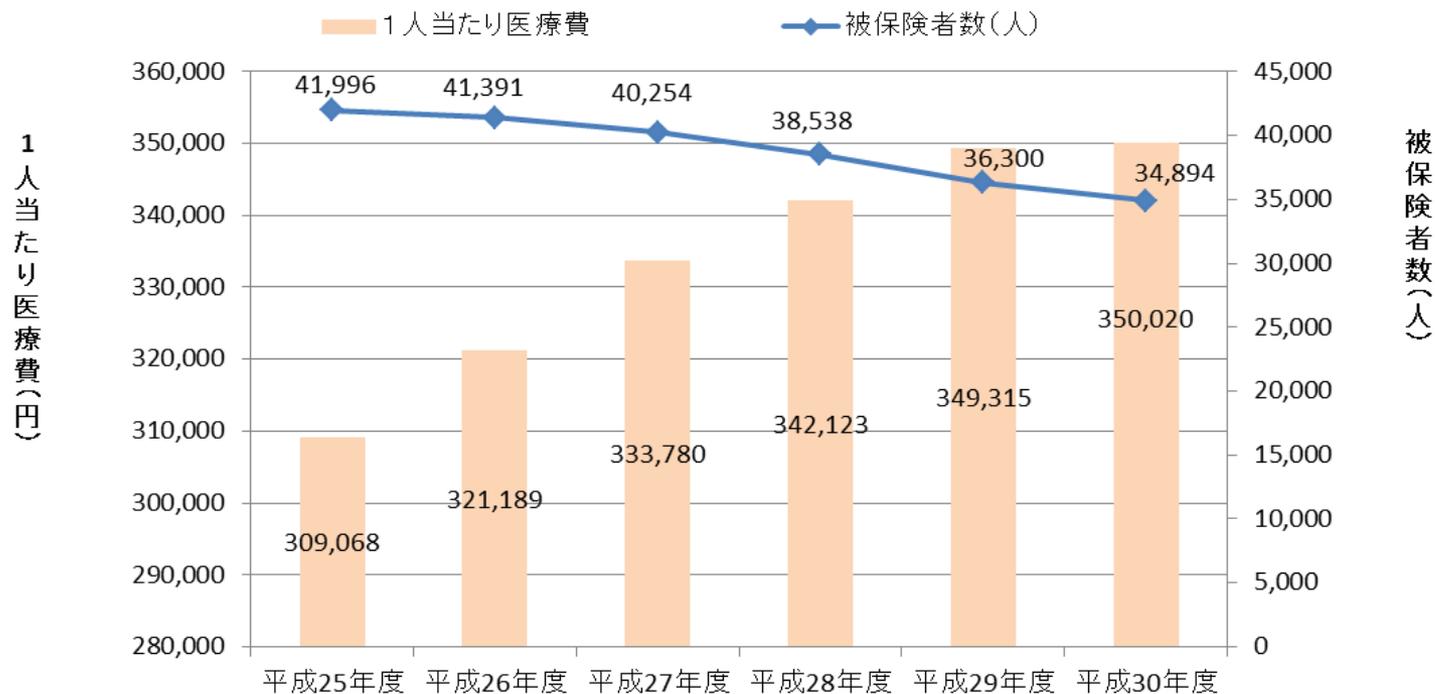
		多摩市(現行)	多摩市	東京都平均
医療分	所得割率	5.27%	6.61%	6.62%
	均等割額(円)	26,500	38,572	38,626
後期支援金分	所得割率	1.71%	2.40%	2.42%
	均等割額(円)	11,000	13,758	13,848
介護分	所得割率	1.52%	2.29%	2.31%
	均等割額(円)	11,200	16,834	16,997
合計	所得割率	8.50%	11.30%	11.35%
	均等割額(円)	48,700	69,164	69,471

※多摩市の標準保険料率は、東京都の平均よりも低い。

※多摩市の保険税は、国が作成した「平成28年度市町村国民健康保険における保険料の地域差分析」によると全国平均を1としたときの保険料指数が0.69となっており、全国1,716市区町村中低いほうから36番目となっている。

多摩市国民健康保険の現状①

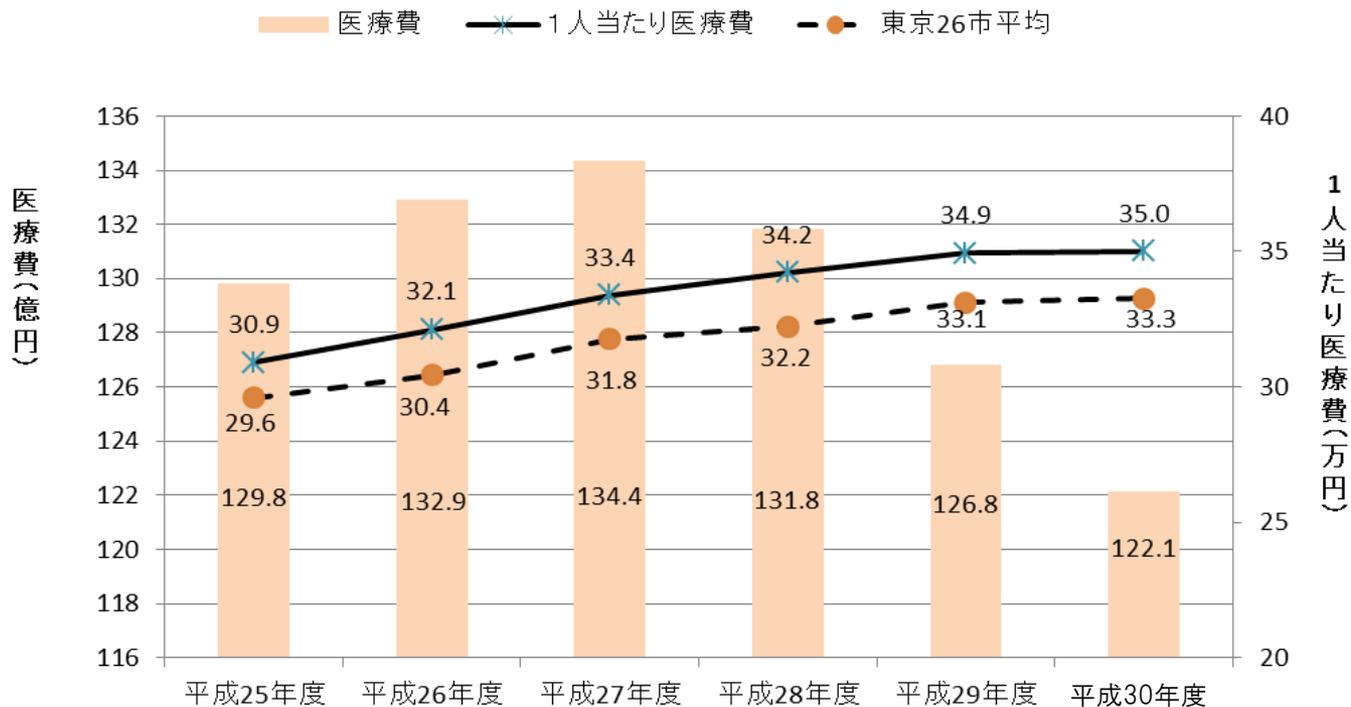
1人当たり医療費と被保険者数の推移



被保険者数は平成23年度をピークに減少傾向であるが、1人当たり医療費は毎年上昇している。65歳～74歳の割合が増加し、逆に65歳未満の割合が減少していることも医療費上昇の一因である。

多摩市国民健康保険の現状②

多摩市国民健康保険医療費の推移

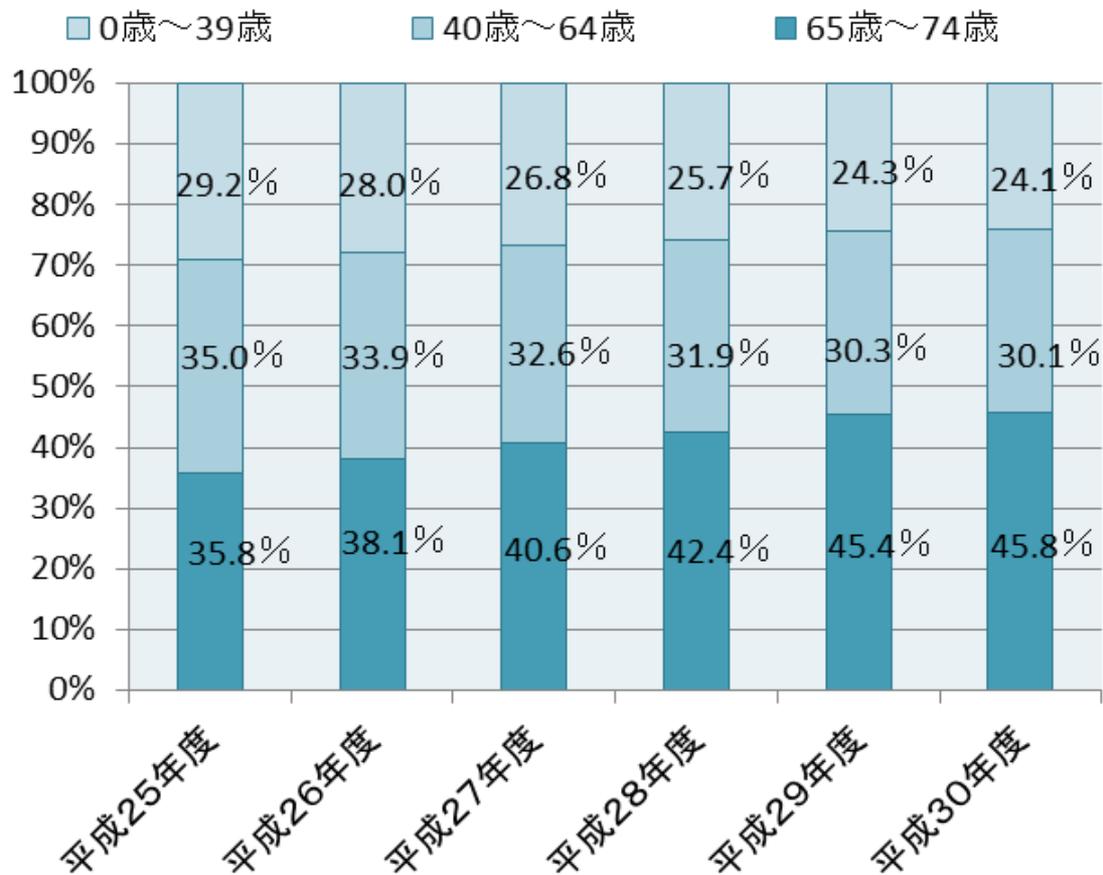


1人当たり医療費は毎年上昇しているが、平成28年度の社会保険適用拡大により被保険者数が大きく減少したことにより、医療費総額は減少している。

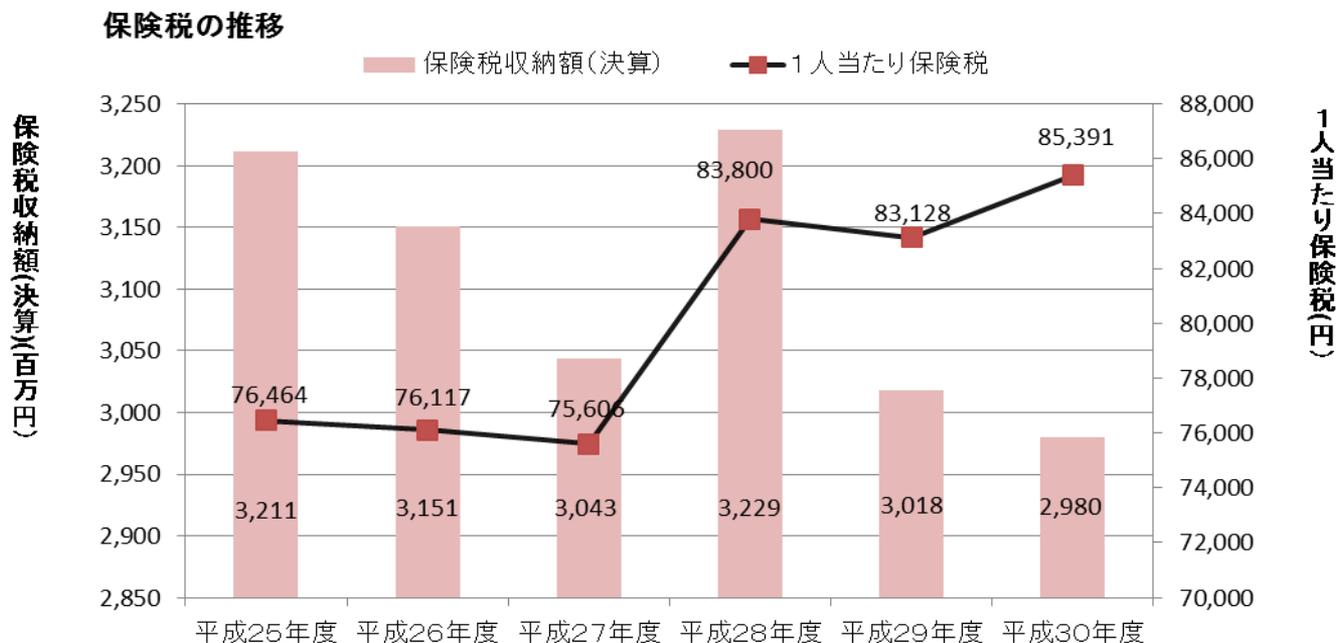
前期高齢者（65歳～74歳）が多いことにより、東京26市平均より1人当たり医療費は高い。ただし、前期高齢者の1人当たりの医療費は、東京26市平均及び全国平均と比べて低い。

多摩市国民健康保険の現状③

年齢別被保険者割合の推移



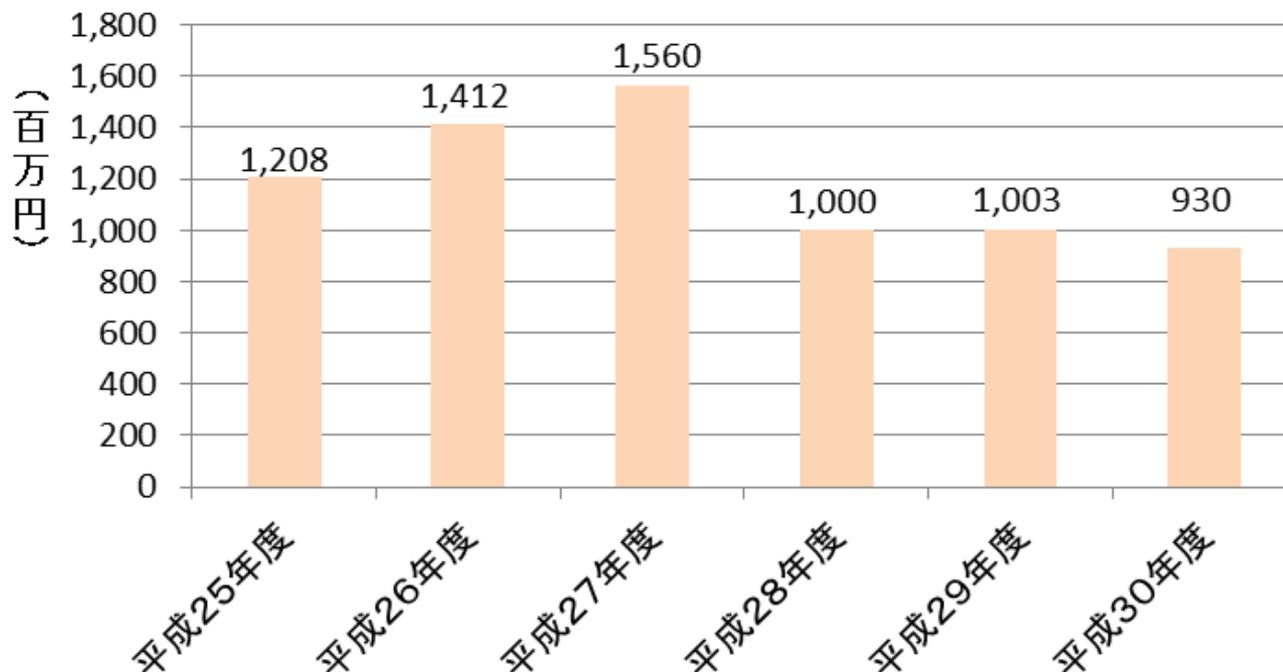
多摩市国民健康保険の現状④



平成28年度は、保険税率を改定したことにより、保険税収納額及び1人当たり保険税額は増加した。平成29年度は保険税率を改定しなかったことにより1人当たり保険税額は横ばいだが、被保険者数の減少により保険税収納額は5.4%減であった。平成30年度は保険税率を改定したことにより、1人当たり保険税額は増加したが、保険税収納額は対前年1.3%の減少となった。

多摩市国民健康保険の現状⑤

一般会計繰入金(法定外)の推移



平成25年度は、保険税率の改定、前期高齢者交付金の前々年度精算交付、医療費の増加率の低下などの要因により、平成28年度以降も保険税率の改定、保険税収納率の向上、前期高齢者交付金の増、医療費の増加率の低下などの要因により、一般会計繰入金（法定外）は減少した。

第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針①

【指針の目的】

誰もが安心して医療を受けることのできる医療制度の根幹を支える国民健康保険制度を維持していくため、財政の健全化を図るとともに、保険者機能を強化し多摩市国民健康保険の安定的な運営をめざします。

【取り組みの方向性】

1. 被保険者の健康の保持・増進
2. 医療費の適正給付
3. 財源の確保

この3項目の取り組みを推進して、保険者機能の強化を目指します。

【策定年月】

平成30年11月(計画期間:平成30年度から令和5年度)

第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針②

【被保険者の健康の保持・増進】

多摩市は、生活習慣に関する疾病に係る医療費が非常に高額になっています。多摩市データヘルス計画並びに多摩市特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣に起因する疾病について、予防並びに重症化の予防といった観点から、各種保健事業を実施し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、医療費の適正化に取り組んでいます。

【具体的な取り組み】

- ・特定健康診査の実施
- ・特定保健指導の実施
- ・糖尿病重症化予防事業の実施
- ・健診異常値放置者受診勧奨の実施 など

第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針③

【医療費の適正給付】

東京都国民健康保険運営方針では、保険給付を適正に実施することが求められています。保険給付の適正化の取り組みにより、国民健康保険財政の健全化が図られるだけでなく、国保事業費納付金の算定にあたっては各市町村の医療費水準が反映されることから、国保事業費納付金を抑える効果も期待できます。

【具体的な取り組み】

- ・診療報酬明細書(レセプト)点検の実施
- ・柔道整復師等療養費の適正化
- ・ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用促進 など

第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針④

【財源の確保】

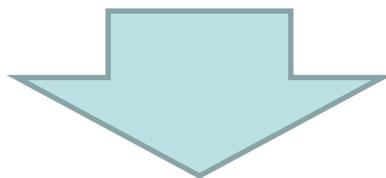
東京都国民健康保険運営方針では、「決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入等の解消・削減すべき赤字について、計画的・段階的な解消が図られるよう取り組む必要がある」とされており、多摩市においても納税環境の整備、保険税率の見直しなどを進め赤字抑制に努めてきましたが、引き続き財源の確保に努め赤字を計画的・段階的削減することを目指します。

【具体的な取り組み】

- ・納税環境の整備
- ・滞納処分の強化
- ・収納率の向上
- ・保険税率の見直し(毎年見直しを行い、改定率は前年度比4%増を基本)
※対前年度比4%増は、第2期運営指針の計画期間である6年間が対象
※改定にあたっては、社会情勢等を十分に考慮する
- ・法定外繰入の計画的・段階的削減(今後15年間を目途に削減) など

保険税率等改定の方向性

- ・医療費の増加(1人当たり医療費平成30年度対前年1.3%増)
- ・1人当たり国保事業費納付金の増(対前年4.3%増)
- ・財政支援の減少(国・都からの激変緩和措置が段階的に削減される)
- ・国保財政の健全化(法定外繰入の段階的削減)
- ・標準保険料率と現行保険料率との大きな乖離



- ・第2期国保運営指針では、「標準保険料率を参考に保険税率を毎年見直す。改定率は前年度比4%増を基本とする」とされていることから、全所得階層で4%程度の伸びとする。
- ・多摩市国民健康保険財政運営基金からの繰入を引き続き行う。

保険税率等改定①

■令和2年度の保険税率改定案

区分		令和元年度	令和2年度(案)	引上げ幅
基礎課税分 (医療分)	所得割税率	5.27%	5.48%	0.21%
	均等割額	26,500円	27,600円	1,100円
後期高齢者 支援金等課税分 (支援金分)	所得割税率	1.71%	1.78%	0.07%
	均等割額	11,000円	11,400円	400円
介護納付金 課税分 (介護分)	所得割税率	1.52%	1.58%	0.06%
	均等割額	11,200円	11,600円	400円

所得段階別保険税概算額一覧①

1人世帯

単位：円

所得金額	所得金額に対応する給与収入額	所得金額に対応する年金収入額	軽減割合(割)	介護分該当者(40歳～64歳)人数							
				0人				1人			
				31年度	2年度案	増加額	増加率	31年度	2年度案	増加額	増加率
330,000	980,000	1,530,000	7	11,200	11,600	400	3.6%	14,500	15,000	500	3.4%
500,000	1,150,000	1,700,000	5	30,600	31,800	1,200	3.9%	38,700	40,200	1,500	3.9%
1,000,000	1,667,000	2,200,000	0	84,200	87,600	3,400	4.0%	105,500	109,700	4,200	4.0%
1,500,000	2,403,000	2,700,000	0	119,100	123,900	4,800	4.0%	148,000	153,900	5,900	4.0%
2,000,000	3,115,000	3,200,000	0	154,000	160,200	6,200	4.0%	190,500	198,100	7,600	4.0%
3,000,000	4,427,000	4,500,000	0	223,800	232,800	9,000	4.0%	275,500	286,500	11,000	4.0%
5,000,000	6,888,000	6,805,000	0	363,400	378,000	14,600	4.0%	445,500	463,300	17,800	4.0%
8,000,000	10,210,000	—	0	572,800	595,800	23,000	4.0%	700,500	728,500	28,000	4.0%
10,000,000	12,315,000	—	0	712,400	741,000	28,600	4.0%	870,500	901,000	30,500	3.5%

※所得金額に対応する給与収入額は、概算額である。

※所得金額に対応する年金収入額は、65歳以上の金額である。

所得段階別保険税概算額一覧②

2人世帯

単位：円

所得金額	所得金額に対応する給与収入額	所得金額に対応する年金収入額	軽減割合(割)	介護分該当者(40歳~64歳)人数											
				0人				1人				2人			
				31年度	2年度案	増加額	増加率	31年度	2年度案	増加額	増加率	31年度	2年度案	増加額	増加率
330,000	980,000	1,530,000	7	22,500	23,300	800	3.6%	25,800	26,700	900	3.5%	29,200	30,200	1,000	3.4%
500,000	1,150,000	1,700,000	5	49,300	51,300	2,000	4.1%	57,400	59,700	2,300	4.0%	63,000	65,500	2,500	4.0%
1,000,000	1,667,000	2,200,000	2	106,700	110,900	4,200	3.9%	125,800	130,700	4,900	3.9%	134,800	140,000	5,200	3.9%
1,500,000	2,403,000	2,700,000	0	156,600	162,900	6,300	4.0%	185,500	192,900	7,400	4.0%	196,700	204,500	7,800	4.0%
2,000,000	3,115,000	3,200,000	0	191,500	199,200	7,700	4.0%	228,000	237,100	9,100	4.0%	239,200	248,700	9,500	4.0%
3,000,000	4,427,000	4,500,000	0	261,300	271,800	10,500	4.0%	313,000	325,500	12,500	4.0%	324,200	337,100	12,900	4.0%
5,000,000	6,888,000	6,805,000	0	400,900	417,000	16,100	4.0%	483,000	502,300	19,300	4.0%	494,200	513,900	19,700	4.0%
8,000,000	10,210,000	—	0	610,300	634,800	24,500	4.0%	738,000	767,500	29,500	4.0%	749,200	779,100	29,900	4.0%
10,000,000	12,315,000	—	0	749,900	775,100	25,200	3.4%	908,000	935,100	27,100	3.0%	909,900	935,100	25,200	2.8%

※所得金額に対応する給与収入額は、概算額である。

※所得金額に対応する年金収入額は、65歳以上の金額である。

所得段階別保険税概算額一覧③

3人世帯

単位:円

所得金額	所得金額に対応する給与収入額	所得金額に対応する年金収入額	軽減割合(割)	介護分該当者(40歳~64歳)人数											
				0人				1人				2人			
				31年度	2年度案	増加額	増加率	31年度	2年度案	増加額	増加率	31年度	2年度案	増加額	増加率
330,000	980,000	1,530,000	7	33,700	35,000	1,300	3.9%	37,000	38,400	1,400	3.8%	40,400	41,900	1,500	3.7%
500,000	1,150,000	1,700,000	5	68,100	70,800	2,700	4.0%	76,200	79,200	3,000	3.9%	81,800	85,000	3,200	3.9%
1,000,000	1,667,000	2,200,000	5	102,900	107,100	4,200	4.1%	118,600	123,400	4,800	4.0%	124,200	129,200	5,000	4.0%
1,500,000	2,403,000	2,700,000	2	171,600	178,400	6,800	4.0%	198,300	206,100	7,800	3.9%	207,300	215,400	8,100	3.9%
2,000,000	3,115,000	3,200,000	0	229,000	238,200	9,200	4.0%	265,500	276,100	10,600	4.0%	276,700	287,700	11,000	4.0%
3,000,000	4,427,000	4,500,000	0	298,800	310,800	12,000	4.0%	350,500	364,500	14,000	4.0%	361,700	376,100	14,400	4.0%
5,000,000	6,888,000	6,805,000	0	438,400	456,000	17,600	4.0%	520,500	541,300	20,800	4.0%	531,700	552,900	21,200	4.0%
8,000,000	10,210,000	—	0	647,800	673,800	26,000	4.0%	775,500	806,500	31,000	4.0%	786,700	818,100	31,400	4.0%
10,000,000	12,315,000	—	0	779,100	800,000	20,900	2.7%	937,200	960,000	22,800	2.4%	939,100	960,000	20,900	2.2%

※所得金額に対応する給与収入額は、概算額である。

※所得金額に対応する年金収入額は、65歳以上の金額である。

所得段階別保険税概算額一覧④

4人世帯

単位：円

所得金額	所得金額に対応する給与収入額	所得金額に対応する年金収入額	軽減割合(割)	介護分該当者(40歳~64歳)人数											
				0人				1人				2人			
				31年度	2年度案	増加額	増加率	31年度	2年度案	増加額	増加率	31年度	2年度案	増加額	増加率
330,000	980,000	1,530,000	7	45,000	46,700	1,700	3.8%	48,300	50,100	1,800	3.7%	51,700	53,600	1,900	3.7%
500,000	1,150,000	1,700,000	5	86,800	90,300	3,500	4.0%	94,900	98,700	3,800	4.0%	100,500	104,500	4,000	4.0%
1,000,000	1,667,000	2,200,000	5	121,700	126,600	4,900	4.0%	137,400	142,900	5,500	4.0%	143,000	148,700	5,700	4.0%
1,500,000	2,403,000	2,700,000	2	201,600	209,700	8,100	4.0%	228,300	237,400	9,100	4.0%	237,300	246,700	9,400	4.0%
2,000,000	3,115,000	3,200,000	2	236,500	246,000	9,500	4.0%	270,800	281,600	10,800	4.0%	279,800	290,900	11,100	4.0%
3,000,000	4,427,000	4,500,000	0	336,300	349,800	13,500	4.0%	388,000	403,500	15,500	4.0%	399,200	415,100	15,900	4.0%
5,000,000	6,888,000	6,805,000	0	475,900	495,000	19,100	4.0%	558,000	580,300	22,300	4.0%	569,200	591,900	22,700	4.0%
8,000,000	10,210,000	—	0	685,300	712,800	27,500	4.0%	813,000	845,500	32,500	4.0%	824,200	857,100	32,900	4.0%
10,000,000	12,315,000	—	0	800,000	800,000	0	0.0%	958,100	960,000	1,900	0.2%	960,000	960,000	0	0.0%

※所得金額に対応する給与収入額は、概算額である。

※所得金額に対応する年金収入額は、65歳以上の金額である。

保険税改定による世帯構成に応じた税額の変化①

ケース① 夫(45歳)・妻(38歳)・子(15歳) 三人世帯

給与収入 3,000,000円 総所得金額 1,920,000円

単位:円

	医療分		後期支援金分		介護分		合計
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
令和元年度	83,700	79,500	27,100	33,000	24,100	11,200	258,600
令和2年度(案)	87,100	82,800	28,300	34,200	25,100	11,600	269,100
(参考)標準保険料率	105,000	115,700	38,100	41,200	36,400	16,800	353,200

保険税改定による世帯構成に応じた税額の変化②

ケース② 単身(30歳)

給与収入 1,000,000円 総所得金額 350,000円

	医療分		後期支援金分		介護分		合計
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
令和元年度	1,000	13,200	300	5,500	0	0	20,000
令和2年度(案)	1,000	13,800	300	5,700	0	0	20,800
(参考)標準保険料率	1,300	19,200	400	6,800	0	0	27,700

保険税改定による世帯構成に応じた税額の変化③

ケース③ 夫(61歳)・妻(58歳) 二人世帯

夫 給与収入 5,000,000円 妻 給与収入 1,000,000円

総収入 6,000,000円 総所得金額 3,810,000円

単位:円

	医療分		後期支援金分		介護分		合計
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
令和元年度	166,000	53,000	53,800	22,000	47,800	22,400	365,000
令和2年度(案)	172,600	55,200	56,000	22,800	49,700	23,200	379,500
(参考)標準保険料率	208,200	77,100	75,600	27,500	72,100	33,600	494,100

保険税改定による世帯構成に応じた税額の変化④

ケース④ 夫(70歳)・妻(68歳) 二人世帯

夫 年金収入 2,000,000円 妻 年金収入 800,000円

総収入 2,800,000円 総所得金額 800,000円

単位:円

	医療分		後期支援金分		介護分		合計
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
令和元年度	24,700	26,500	8,000	11,000	0	0	70,200
令和2元年度(案)	25,700	27,600	8,300	11,400	0	0	73,000
(参考)標準保険料率	31,000	38,500	11,200	13,700	0	0	94,400

保険税改定による世帯構成に応じた税額の変化⑤

ケース⑤ 単身(70歳)

年金収入 1,000,000円 総所得金額 0円

単位:円

	医療分		後期支援金分		介護分		合計
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
令和元年度	0	7,900	0	3,300	0	0	11,200
令和2年度(案)	0	8,200	0	3,400	0	0	11,600
(参考)標準保険料率	0	11,500	0	4,100	0	0	15,600

所得による保険税額の推移（平成26年度～令和2年度）

単位：円

ケース①	家族構成	収入	年間収入	総所得金額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(案)		
	夫(45歳)	給与収入300万円			3,000,000	1,920,000	218,300	218,300	240,500	240,500	251,600	258,600	269,100
	妻(38歳)	0											
	子(15歳)	0											

ケース②	家族構成	収入	年間収入	総所得金額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(案)
	単身(30歳)	給与収入100万円			1,000,000	350,000	17,900	17,900	19,100	19,100	19,800

ケース③	家族構成	収入	年間収入	総所得金額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(案)		
	夫(61歳)	給与収入500万円			6,000,000	3,810,000	299,800	299,800	335,600	335,600	353,000	365,000	379,500
	妻(58歳)	給与収入100万円											

ケース④	家族構成	収入	年間収入	総所得金額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(案)		
	夫(70歳)	年金収入200万円			2,800,000	800,000	60,000	60,000	65,700	65,700	68,400	70,200	73,000
	妻(68歳)	年金収入80万円											

ケース⑤	家族構成	収入	年間収入	総所得金額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(案)
	単身(70歳)	年金収入100万円			1,000,000	0	10,100	10,100	10,700	10,700	11,100